



本パンフレットに掲載している各プランに新たにご加入することはできません。

新規加入不可

89才まで継続可能

団体総合生活補償保険
(MS&AD型)

新コープの
団体

「三大疾病・ 介護保険」



団体割引等適用で保険料が

約**47%**割引

親御さまの介護の補償については、
コープの団体「親の介護補償保険」
パンフレットをご覧ください。

コープデリ保険 親の介護

で 検索



資料請求
はこちら

お問い合わせ先

(株)コープデリ保険センター

取扱代理店

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番3号 受付時間 9:00~17:00(日曜休業)

<https://hoken.coopdeli.coop>

0120-33-6566

コープデリ保険センターは、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」を応援しています。

■引受保険会社 / 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第二課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.03-3259-6693
■団体保険契約者 / 日本コープ共済生活協同組合連合会

パンフ23.12 団体保険は年度毎に保険料・補償内容等が変更となる場合があります。

プランとコース

保険期間

2024年3月1日午後4時より
2025年3月1日午後4時の1年間

※ご加入内容の変更や解約のお申し出がない場合は、毎年3月1日に自動継続がされます。

※加入者証は、保険開始月の月末までに発送されます。

3つのコースからお選びください

		CK 三大疾病・介護プラン		
		50才以上対象		
		スタンダードプラン (100万円コース) + 介護プラン CK3	スタンダードプラン (50万円コース) + 介護プラン CK2	介護プラン CK1
三大疾病 診断保険金	三大疾病を発病し、所定の状態に該当した場合	1保険期間 各1回を限度に 100万円	1保険期間 各1回を限度に 50万円	三大疾病 診断保険金は ありません
三大疾病 入院保険金	三大疾病で入院したとき 1日目から1,095日以内、1入院あたり180日が限度 (日帰り入院も対象)	日額 3,000円	日額 1,500円	日額 3,000円
三大疾病 手術保険金	三大疾病により受けた手術について、三大疾病入院保険金日額に対する倍数でお支払い	入院中 入院中以外 放射線治療 20倍 5倍 10倍		
三大疾病 通院保険金	三大疾病による入院終了(退院)後、180日以内に三大疾病治療によって通院した場合(90日限度)	日額 3,000円	日額 1,500円	日額 3,000円
先進医療 費用保険金	病気またはケガでの先進医療による治療費等を負担されたとき ※宿泊費は1泊につき1万円が限度	1保険期間 2,000万円 まで 技術費・交通費・宿泊費		
介護一時金	要介護状態になられたとき 要介護状態(要介護2以上の状態)となり30日を超えて継続した場合、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。	300万円	150万円	300万円

※死亡保険金はありません。

三大疾病診断保険金における所定の状態

がん：がん(悪性新生物および上皮内新生物)と診断された場合
急性心筋梗塞：急性心筋梗塞と診断され、その治療のため入院した場合
脳卒中：脳卒中と診断され、その治療のため入院した場合

※詳しくはP3をご参照ください。

月払保険料

男女
共通

2024年3月1日時点での満年齢です。

被保険者年齢	CK 三大疾病・介護プラン		
	スタンダードプラン (100万円コース) + 介護プラン CK3	スタンダードプラン (50万円コース) + 介護プラン CK2	介護プラン CK1
0(生後15日以上)~4才	180円	50才以上 (生年月日が 昭和49年3月1日以前) の方のためのハーフコース 先進医療費用保険金以外の補償を少なくすることで保険料の負担を減らしたコース	140円
5~9才	170円		130円
10~14才	160円		120円
15~19才	160円		120円
20~24才	170円		120円
25~29才	260円		130円
30~34才	370円		140円
35~39才	520円		160円
40~44才	700円		170円
45~49才	1,030円		240円
50~54才	1,340円	720円	370円
55~59才	2,170円	1,130円	620円
60~64才	4,010円	2,040円	1,040円
65~69才	5,880円	2,980円	1,910円
70~74才	8,770円	4,430円	3,670円
75~79才	12,720円	6,390円	7,420円
80~84才	19,740円	9,900円	16,820円
85~89才	33,180円	16,620円	31,250円

ご加入の条件

加入可能な年齢	継続加入は満89才まで
申込人となる方	日本コープ共済生活協同組合連合会に加盟する会員生協の組合員
被保険者(補償の対象者)本人(*)となる方	①組合員本人 ②組合員の配偶者 ③組合員もしくは組合員の配偶者と同居の子、生計を同一にする別居の未婚の子 ④組合員の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族) ⑤組合員およびその配偶者の別居の両親

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
※お申込みいただいた組合員が生協を脱退(エリア外への転居含む)されるとご継続できません(解約手続きが必要です)。

※コープデリ宅配のご利用代金が長期延滞となっている組合員は、お申込みいただいてもご加入できません。

保険料

更新について	保険は1年更新で、5才ごとに保険料が変わります。
割引率について	保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
保険料の払込方法	補償開始月の翌月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に生協の商品代金と合算して口座振替されます。2か月連続してお引き落としできない場合、ご契約を解除させていただきます。

1. 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額は下記のとおりです。

※印を付した用語については、P5～6の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物および上皮内新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがん*と診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限ります。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(悪性新生物および上皮内新生物)が認められない状態となり、その後初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>③ 脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入プランに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時が、原発がんのがん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (*2) がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。	支払事由	支払要件	① 以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(悪性新生物および上皮内新生物)が認められない状態となり、その後初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。	—	② 急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	③ 脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中がん(悪性新生物および上皮内新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中それぞれについて1回に限ります。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
支払事由	支払要件									
① 以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(悪性新生物および上皮内新生物)が認められない状態となり、その後初めてがん(悪性新生物および上皮内新生物)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(悪性新生物および上皮内新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。	—									
② 急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									
③ 脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病入院保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P5(☆)参照	保険期間の開始後(*1)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*1) 病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$疾病入院保険金日額 \times 疾病入院の日数$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。
疾病手術保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P5(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*1)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*1) 病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $疾病入院保険金日額 \times [20]$ ② ①以外の手術の場合 $疾病入院保険金日額 \times [5]$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
疾病放射線治療保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P5(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*1)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*1) 病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $疾病入院保険金日額 \times [10]$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。
疾病通院保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P5(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (*1) 病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$疾病通院保険金日額 \times 疾病通院の日数$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 保険期間の開始日より前の疾病通院の日数 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
介護一時金 (本人介護) ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上の補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、被保険者*が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*1) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入プランに継続加入の場合 次ページへ続く	介護一時金額の全額 (注1) 保険金をお支払いした場合、要介護状態開始日に遡及してこの特約は失効します。 この場合保険金のお支払い時には、その保険金がか 次ページへ続く

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
介護一時金 [本人介護] ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	前ページより で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	前ページより 支払われるべき被保険者 ^(*) の未払込保険料 ^(注2) の金額を、保険金額より差し引いてお支払いします。 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注2)未払込保険料とは、この特約の分割保険料の総額(12回分の保険料)から既に払い込まれたこの特約の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(*) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注1)[継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意] 先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入した場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気 ^(*) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気 ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気 ^(*) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注2)三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気も補償対象となります。 (*1)[先進医療]とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 ^(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受ける場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

2. 保険金をお支払いしない主な場合は下記のとおりです。

※印を付した用語については、P5～6の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金 補償(複数回払用)特約	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(③、⑥および(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物および上皮内新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中 ^(*) を発病した時が、この保険契約の始期日 ^(*) より前の場合 ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入プランに継続加入された場合で、がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、原発がん*のがん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 ●この保険契約の始期日 ^(*) 以降、既に「保険金をお支払いする場合」の①から③までの支払事由に該当しており、その支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に、同一の支払事由に該当した場合 など (*1)がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
疾病入院保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 疾病手術保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率 変更特約セット ☆特定精神障害 補償特約セット 疾病放射線治療 保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 疾病通院保険金 (三大疾病のみ) ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ②闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ③精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ④戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(*) ⑤核燃料物質等の放射性・爆発性による病気 ^(*) ⑥妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(*) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ⑦原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 ^(*) した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入プランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)[精神障害]とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものを以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠によりします。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
介護一時金 [本人介護] ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による要介護状態 ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(*) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(*) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合は含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事している間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。
	(注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の日または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】
 病気*を補償する加入プランに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (*1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
 (*2)疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険金の請求に関する特約	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・ 三大疾病
三大疾病のみ補償特約	特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物および上皮内新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。 この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

<先進医療費用保険金について>

補償対象外となる運動等	補償対象外となる職業
山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミング)を含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 - 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- | 特約名称 | 特約固有の「医師」の範囲 |
|-----------|-------------------------------|
| 介護一時金支払特約 | 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師 |
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日まで、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
 - 「がん(悪性新生物および上皮内新生物)」には、上皮内新生物を含みます。「がん」は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、「悪性新生物および上皮内新生物」の分類コードに規定されたものとし、分類項目内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、三大疾病診断保険金の保険の補償対象とはなりません。

- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*1)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*1)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「原発がん」とは、この保険契約の始期日(この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日)以降、既に診断されたがん(悪性新生物および上皮内新生物)*をいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることです。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

- 適用される保険金の名称 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
 - 適用される保険金の名称 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
 - 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
 - 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為^(*)
 - (*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 - 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
 - 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
 - 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。^(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

この保険契約に関する個人情報について、日本コープ共済生活協同組合連合会、引受保険会社、取扱代理店、加入生協が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は引受保険会社に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。あわせて、コープ共済生活協同組合連合会、株式会社コープ共済センターが各種商品の案内、サービスの提供や保険商品・カタログ・チラシ・コンテンツなどの改善を図るための統計・分析を行う場合があります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、日本コープ共済生活協同組合連合会、三井住友海上(<https://www.ms-ins.com>)、取扱代理店、加入生協のホームページをご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(先進医療費用保険金補償特約をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入プラン	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・ 保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方(継続加入のみ)
三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約	・ 健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約(本人介護)	
先進医療費用保険金補償特約	

- (*)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (2)補償内容
- 保険金をお支払いする場合は「補償内容のご説明」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
「補償内容のご説明」をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
「補償内容のご説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3)セットできる主な特約およびその概要
「補償内容のご説明」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P2の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・ 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・ 保険金額は、高額療養費制度等公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはP2の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

補償開始月の翌月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、生協登録口座より口座振替されます。2か月連続してお引落しできない場合、この契約を解除させていただきます。

分割払のため、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、解約返れい金はありません。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」[年令]

③被保険者の健康に関する告知

(注)告知事項の回答にあたっては、P9「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定められています。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、契約概要のご説明「3. 保険料の払込方法について」記載の方法により払込みください。契約概要のご説明「3. 保険料の払込方法について」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「補償内容のご説明」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の

詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、契約概要のご説明「3. 保険料の払込方法について」記載の方法により払込みください。契約概要のご説明「3. 保険料の払込方法について」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

・ご加入の脱退(解約)に関しては、解約返れい

金はありません。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて

払込みいただくべき保険料について、追加の

ご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P6をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

24時間365日事故受付サービス

「コープの三大疾病保険事故受付センター」

0120-860-502(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料) 0570-022-808

受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

- このパンフレットおよびご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましても、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の受付につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいたから

その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同じ生計を共にする配偶者(*)」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同じ生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

<税法上の取扱い>(2023年10月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
- (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
- (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 「生命保険料控除証明書」は基本的にご加入者名で作成されます。団体損害保険加入者証とは別に郵送されますので、大切に保管ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
 - 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
 - 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。以下の項目は、正しい保険料の算出と適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票(再告知用)」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(補償内容の変更 など)
 - 既にご加入されているがご継続されない場合

新コープの団体「三大疾病・介護保険」(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>
(*)保険金額の増額(50万円コースから100万円コースへの変更)等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず加入者本人が被保険者(補償の対象者)全員について、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年齢が15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入はお引受できません。
三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくはP7重要事項のご説明(注意喚起情報)の10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご覧ください。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の日または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

特約の名称	お取扱い
三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した三大疾病(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがん診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1)同一の保険金を補償する加入プランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入プランのご加入時」をいいます。

(*)2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

新コープの団体「三大疾病・介護保険」にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

健康・医療	■健康・医療相談	■メンタルヘルス相談	等
介護	■介護に関する情報提供	■介護に関する悩み相談	等
認知症・行方不明時の対応相談	■認知症に関する情報提供と悩み相談	■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談	等
暮らしの相談	■暮らしのトラブル相談	■暮らしの税務相談	
情報提供・紹介サービス	■子育て相談(12才以下)	■暮らしの情報提供	等

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

* サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の裏面をご覧ください

* サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

* お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

* 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

* 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

私は、「新コープの団体「三大疾病・介護保険」の「重要事項のご説明」および「ご加入内容確認事項」に記載されている内容を理解・確認し、下記のとおり「新コープの団体「三大疾病・介護保険」」への加入を申し込みます。また、私から特段の申し出をしない限り、以降、毎年3月1日を継続日として「新コープの団体「三大疾病・介護保険」」の契約を継続する手続きをあわせて申し込みます。

*印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

特にお申し出の無い場合には、現在ご加入のコースで自動的にご継続となりますので、お手続きは不要です。

変更や解約を希望される場合には、「ご継続のお知らせ」に記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。

